

定期券での乗越しについて

定期券に記載の運賃区間を超えて利用した場合、**乗越し運賃**が必要です。

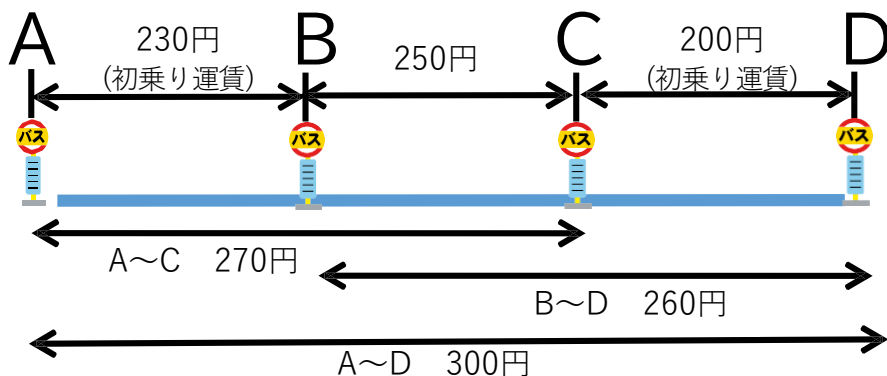
※乗越し運賃は、ご利用区間の運賃と定期券に記載の運賃との差額ではありません。定期券の種類により以下のとおりとなります。

通勤定期券

乗り越した区間の**普通運賃**を収受いたします。

※「**乗車起点の乗越し運賃**」と「**降車起点の乗越し運賃**」を比較し、安い運賃額を収受します。

例) 通勤定期券270円区間で、AからDまで(300円区間)利用した場合



乗車起点の乗越し運賃

Aを起点とするため、270円区間定期券の利用範囲はCまでとなり(A~Cの運賃: 270円)、乗越し運賃は**C~D間の200円**となります。

降車起点の乗越し運賃

Dを起点とするため、270円区間定期券の利用範囲はBまでとなり(D~Bの運賃: 260円)、乗越し運賃は**B~A間の230円**となります。

➡ より安価な「**200円**」を収受します。

※適用外※ 例えば、170円区間定期券でAからDまでご利用の場合、乗車・降車起点とも初乗り運賃に満たないため、A~Dの通常運賃(300円)を収受します。

通学定期券・スクールパス

定期券に記載の運賃区間が乗車起点・降車起点どちらかの初乗り区間を超えていれば、乗越し運賃は一律170円です。

※適用外※ 例えば、スクールパス170でAからDまでご利用の場合、乗車・降車起点とも初乗り運賃に満たないため、A~Dの通常運賃(300円)を収受します。

備考

- ・hanica定期券の場合、乗越し運賃はチャージ分から自動的に収受いたします。
- ・チャージ分が不足している場合は現金でお支払いください。
- ・他のICカードでのお支払いは原則できません。